監査結果の報告について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定例監査並びに同条第５項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和７年　６月３０日

山形市監査委員　山　川　稔　彦
同　　伊　藤　明　彦
同　　鈴　木　　進

記

１　定例監査

（１）監査の対象部課等　こども未来部　こども家庭支援課、こども家庭センター、すみれ保育園、美鈴保育園
まちづくり政策部　建築指導課
都市整備部　道路整備課、建築課

（２）監査の期間　令和７年５月１日から令和７年６月２６日まで

（３）監査の範囲　令和６年度の事務事業の執行状況

（４）監査の結果

部課等名	監査の結果
こども未来部 こども家庭支援課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 １　切手の管理において、切手類受払簿に切手の払出の記載がないものがあった。
こども未来部 こども家庭センター	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 １　支援対象児童等見守り強化事業等にかかるデジタルソーシャルワーク等業務の委託契約事務において、契約決定通知書に記号及び番号が付されず、公印の押印がないまま発送されていた。
こども未来部 すみれ保育園	指摘する事項はなかった。
こども未来部 美鈴保育園	指摘する事項はなかった。

まちづくり政策部 建築指導課	指摘する事項はなかった。
都市整備部 道路整備課	指摘事項 　次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 １　一般国道１１２号(山形市・寒河江市間)整備促進期成同盟会の経理事務において、立替払をしているものがあった。
	意見 　次のとおり事務事業における改善等で、必要と認められる事項があったので適切な措置を講じられたい。 １　工事請負契約事務において、少額随意契約とする合理的な理由や意図的に契約を分割して少額随意契約としていないか等の適正性の検証が必要であると思慮されるものがあった。 ・　市道鈴川青野線道路改良工事に伴う道路摺付け工事 ・　市道中野南線道路改良工事に伴う排水構造物設置工事⑵、市道中野南線道路改良工事に伴う取付道路設置工事、市道中野南線道路改良工事に伴う安全施設設置工事 ・　市道上野南坂線ほか道路改良工事に伴う農業用給水管補償工事、市道上野南坂線ほか道路改良工事に伴う照明灯設置工事、市道上野南坂線ほか道路改良工事に伴う農業用給水管補償工事⑵ 　この度の監査における工事請負契約の中には、同一施工箇所または隣接した場所等において、密接に関連する複数の工事が、別々の工事として発注され、同一の工事請負業者と重複して契約しているものがあった。 　これらの工事請負契約は、経済的、効率的かつ効果的な事務を執行するという観点において、工事請負業者に対する適正な対価の保証と適正な工期の設定や工事請負契約事務手続きの透明性の確保などの点で合理的な理由が確認できない状況であった。 　令和７年３月２８日付の地方自治法施行令の改正に伴い、少額随意契約の基準が改正されたことの意義を踏まえながら、今後、少額随意契約とする場合や分割発注する場合等においては、その合理的な理由や、その適正性について十分に留意のうえ、事務の執行にあたられたい。 　なお、少額随意契約については、平成１７年２月２５日付の財務省主計局通知「随意契約に関する事務の取扱い等について」において、当該随意契約の予定価格が関係法令等の各号に定める金額を超えていないかの確認にとどまることなく、「同一の者と少額随意契約を複数回行っているものについて、合理的な理由の有無、意図的に契約を分割して少額随意契約としていないか等適正性の確認」について重点的に監査を行うこととされている。
都市整備部 建築課	指摘する事項はなかった。

（５）準　拠　基　準　　山形市監査基準

（６）監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

（７）監　査　の　方　法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。

２　随時監査

（１）監査の対象部課等　　こども未来部　　こども未来課

（２）監　査　の　期　間　　令和７年５月２２日から令和７年６月２６日まで

（３）監　査　の　範　囲　　すみれ保育園に係る令和６年度の財産の貸付、使用許可状況

（４）監　査　の　結　果

部課等名	監査の結果
こども未来部 こども未来課	指摘する事項はなかった。

（５）準　拠　基　準　　山形市監査基準

（６）監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

（７）監　査　の　方　法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。